

令和5年度第1回野田市防災会議

- 日 時：令和5年8月17日（木）
午後2時00分～
- 会 場：野田市役所中会議室1
中会議室2

次 第

1 開 会

2 野田市防災会議会長（市長）挨拶

3 議 題

指定避難所の見直しについて

①新たな避難施設確保の考え方について

②野田市地域防災計画の一部修正（修正素案）について

4 その他

5 閉 会

新たな避難施設確保の考え方について

現 状
平成27年の水防法改正により、洪水ハザードマップの見直しを行い、浸水想定が50cmを超える避難所の指定を解除
↓
風水害対応の避難所が55か所から21か所に減少
問 題 点
1 避難所の収容能力低下による避難者受入数が不十分
2 浸水想定区域外避難所への移動時間の増加による避難の躊躇が発生するおそれがある。
3 近年でも全国的に避難しない者が存在する中、緊急安全確保可能な最後の逃げ場がない
↓
評 価
避難所収容能力や居住者等の避難行動の選択肢を制限しても当時の法制化で、より安全な避難行動をするためには浸水想定区域外にのみ避難することが必要であった。

変化要因	
災害対策基本法改正 (R3. 5) 別紙第 1	
立ち退き避難が必要な居住者等にのみ立ち退きの指示ができるようになり、浸水深より上層階の居住者等に対し立ち退き避難を求めないことが可能 屋内安全確保	
「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について(通知)」(R4. 1) 別紙第 2	野田市貸切バス事業者と協定締結(R5. 4)
風水害の場合に、想定浸水水位以上の階などを避難所として開設する場合の留意事項が示される。 浸水想定区域内の避難所の活用	市として輸送力が向上
↓	
現行法制等に照らし合わせ避難所を再指定	
↓	
避難情報に関するガイドライン (内閣府)	
1 行政が指定した避難場所、安全な知人・親戚宅、安全なホテル・旅館への立ち退き避難	
2 屋内安全確保	
屋内安全確保の条件	
1 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に在しない。	
2 自宅等が浸水しない居室がある(浸水深より高所)	
3 自宅等で一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できる(水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分)	
浸水想定区域に本条件を満たす自宅等は少ない	

※浸水深： 洪水ハザードマップにおいて河川が氾濫した場合の最大浸水深

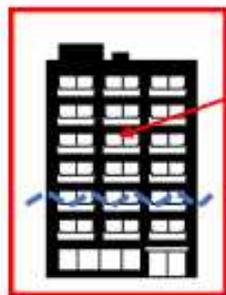
方 針
市は、浸水想定区域外への避難を第一義としつつ、屋内安全確保の条件を満たす等の安全が確保できる浸水想定区域内の避難所を再指定し、避難者の収容人数確保と避難行動の選択肢を拡充する。また、状況により緊急安全確保のための施設としても活用し、市の防災力向上を図る。 別紙第 3 「避難行動のイメージ」
↓
懸案事項
1 本来、浸水想定区域内から立ち退き避難すべきところ、再指定した避難所に避難すればよいという誤解を生ずる可能性がある。
2 再指定する避難所には全階が浸水する建物や、使用できる想定浸水水位以上の階のスペースが少ない建物が存在し避難所要を満たせない可能性がある。
対 策
1 浸水想定区域外への早めの避難を第一義とすることを、防災講話、説明会等場において情報発信するなど継続的な啓発活動の実施
2 状況に応じ、協定を締結した貸切バス事業者による輸送について、事前に実施要領を確立し、事前訓練により防災力向上を図る。

必要と認める地域の必要と認める居住者等の解釈について

- 令和3年5月の災対法改正により、例えば、浸水想定区域内のマンション低層階や平屋に居住する者など立退き避難しないと命を脅かされるおそれがある「必要と認める居住者等」のみに対して立退きを求める避難指示等を発令することができることとなった。なお、同様の規定は緊急安全確保措置の指示にも適用される。（右図）
- ただし、居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成、どの程度の浸水継続時間や生活への支障を許容できるか等には個々の違いがあり、市町村長が、そういった個々の事情を踏まえて、立退き避難すべき人だけに対し警戒レベル4避難指示を発令することは困難であることから、実際の運用では、従前どおり発令対象区域の居住者に対し、まとめて警戒レベル4避難指示を発令し、具体的な情報伝達のなかで、居住者等の自らの確認・判断で屋内安全確保も検討して下さい、という情報伝達をすることとして問題ない。（左図）

<令和3年の災対法改正前>

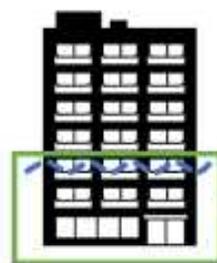
必要と認める地域の居住者等に
避難のための立退きを指示



法律上は、上層階の居住者等も含め地域内の全員に立退き避難を指示せざるを得なかった。

<令和3年の災対法改正後>

必要と認める地域の必要と認める居住者等に
避難のための立退きを指示



法律上、立退き避難が必要な居住者等のみ立退きを指示することができるようになったことで、例えば、上層階の居住者等に対しては、必ずしも立退き避難を求めないことが可能になった。

凡例 立退き避難を指示されている居住者等
- - - 浸水が想定される高さ

避難情報に関するガイドライン（内閣府）より

留意事項

- 災害対策基本法施行令において、指定避難所の基準として「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」（第20条の6第3号）とされていること。
- このため、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定することが望ましいこと。現に指定している場合は、代替施設を確保することにより指定を取り消している例もあり、このような対応も考えられること。
- やむを得ず指定している場合には、開設する災害の種類を想定するとともに、災害の状況や施設・敷地の被害等の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行った上で開設すること。
- 風水害の場合に、想定浸水水位以上の階などを避難所として開設することとする場合には、
 - ① 備蓄倉庫を想定浸水水位以上の階に設置すること、あるいは備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制を整えておくこと、
 - ② 受変電設備の浸水対策（洪水や高潮に対して安全な高い場所に嵩上げ・移設）等を行うこと。その際、緊急防災・減災事業債が活用できること。また、浸水時は浸水する避難所の避難スペースが減少することから、可能な限り多くの避難所を確保すること。

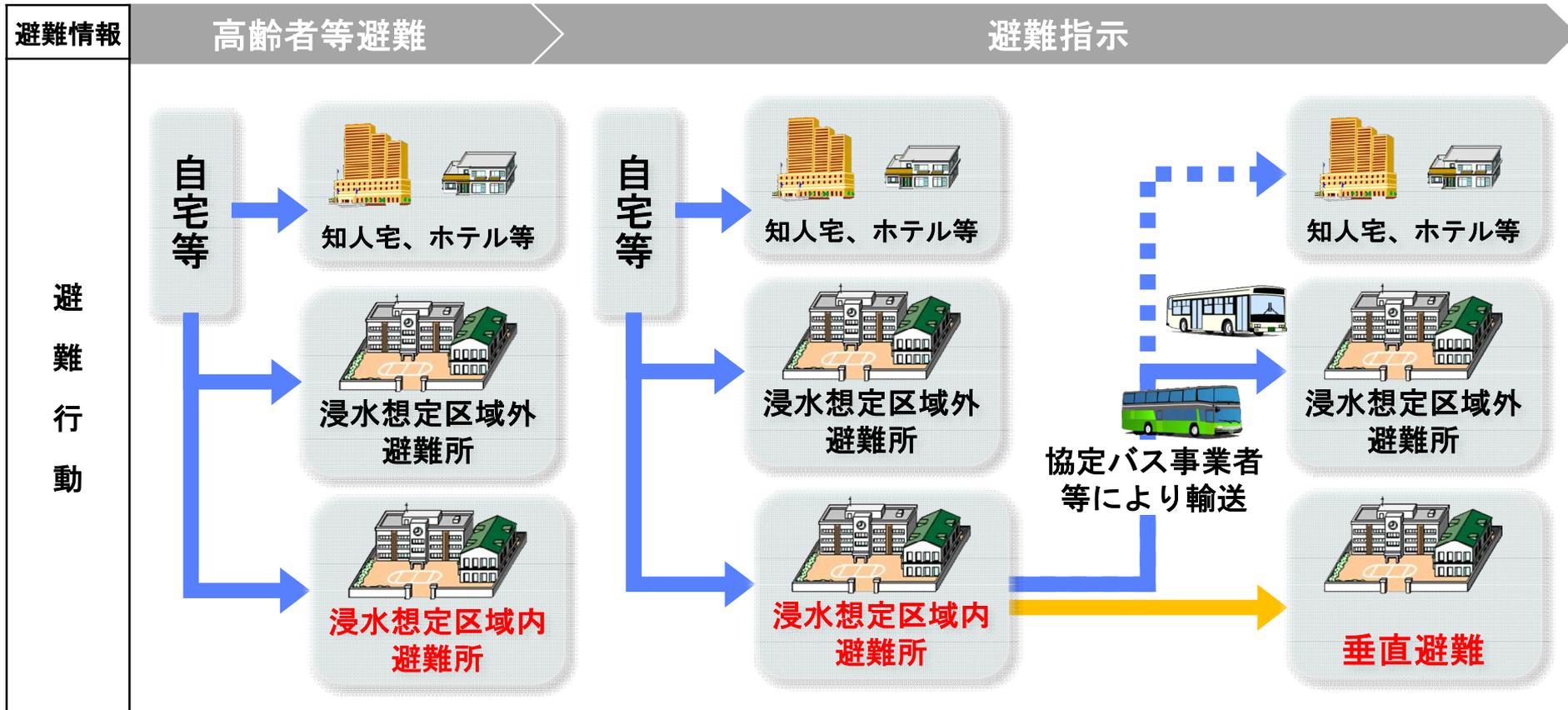
災害対策基本法（付紙第1）

災害対策基本法施行令（付紙第2）

総括

想定浸水水位以上の階に避難所の開設することは可能であるが、安全確認による開設の可否の判断、備蓄品等の処置、その他の浸水対策について具体化し、「避難所運営マニュアル」により規定する必要がある。

また、避難場所に指定する場合も、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分や避難上有効な階段その他の経路があることが必要



防災 気象 情報 等	現行	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報(土砂災害)等	・ 氾濫危険情報・記録的短時間大雨情報等・土砂災害警戒情報等 ・ 野田・芽吹橋観測所の水位 (気象と河川水位が混在)
	修正案	現行に同じ	・ 記録的短時間大雨情報等 ・ 土砂災害警戒情報等 (気象)

行動の概要	1	高齢者等避難発令に併せ、協定バス会社に輸送所要の発生を一報し使用可能なバスの台数を把握
	2	気象情報の推移を先見洞察し早めの避難指示を発令、併せて協定バスを割り振り避難所で待機
	3	河川の水位等から浸水想定区域内避難所のとるべき行動を決め、輸送又は垂直避難
河川氾濫を最大のリスクとしつつ、浸水想定区域内避難所を様々な風水害に対応し活用する		

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

（指定緊急避難場所の基準）

第二十条の三 法第四十九条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号ロ及び第二十条の六第一号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- 二 次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第二十条の五において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。
 - イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 三 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物が無いこと。

（指定避難所の基準）

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

野田市地域防災計画

風水害編

第2章 災害予防計画

令和 **5** 年 8 月修正素案

野田市防災会議

第3節 避難行動・避難施設

第1 避難行動

市民生活部は、風水害の発生は事前にある程度予測できるものであることから、各種気象警報における行動を市民に周知徹底させるとともに、早期の避難準備行動や、市民自らが考え避難行動を起こす積極的な自主避難※が重要であることを事前に周知し、住民の理解を深めておく。

※「自主避難」とは、風水害への不安や、避難行動に時間を要する等の理由により、避難指示など特に出されていない状況において、あるいは避難指示などの対象に含まれていない者が、自らの判断により避難することである。

(市の備蓄品は、災害が発生した場合に備えている物品であることから、自主避難される方は、各自が必要な飲料水・軽食等を御用意の上、避難を行うものとする。)

第2 避難所等の確保

1. 市民自らによる避難先の確保

市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することは出来ない。

市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難行動を考え、在宅避難※1や分散避難※2など、市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めるものとする。

※1「在宅避難」とは、自宅が浸水想定区域外などの理由により、自宅が安全な方は、避難所へ避難するのではなく、自宅に留まることである。

※2「分散避難」とは、避難が必要な場合でも市が設置する避難所ではなく、親族、友人、知人、勤め先や浸水想定区域外の地域の駐車場での車中泊など、避難所以外への安全な場所へ避難することである。

2. 指定避難所

市民生活部は、風水害の発生及びその恐れがある際に、市民等が危険から逃れるために避難できるよう、指定避難所を指定する。

指定避難所は、災害発生時の影響が指定避難所ごとに違いがあることから、河川の水位の上昇等を注視し、浸水の恐れがある指定避難所の避難者は、避難情報の発令等に合わせ、より安全な場所（浸水想定区域外の指定避難所や車中避難場所等）への避難や分散避難を行う。

指定避難所は、災害発生当初は命を守る施設として、定員を設けず避難者の受入れを行う。

※避難所からの避難の目安は、風水害編 第3章 第7節 第1 「1. 避難指示等の発令」を準用

3. 要配慮者優先避難所

市民生活部は、指定避難所のうち、公民館やコミュニティーセンター等、多目的トイレや和室等が整えられている施設を、災害時に要配慮者（障がいのある人、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れる施設として指定する。

資料編

○指定避難所一覧 [洪水対応]

No.	指定避難所	所在地	電話番号	建物の階数	浸水する階数
1	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒家 143-4	04-7196-1400	1階	なし
2	野田市関宿公民館	野田市関宿台町 2558-1	04-7196-1100	2階	2階
3	野田市立関宿中学校	野田市関宿台町 2150	04-7196-0113	3階	2階
4	野田市関宿小学校	野田市関宿台町 171	04-7196-0112	3階	3階
5	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464	04-7196-0074	3階	3階
6	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51-1	04-7196-2020	2階	2階
7	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418	04-7196-0004	3階	3階
8	野田市関宿複合センター	野田市木間ヶ瀬 620	04-7198-3685	2階	2階
9	野田市いちいのホール	野田市東宝珠花 237-1	04-7198-1111	5階	2階
10	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1	04-7198-2166	2階	2階
11	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠花 260-1	04-7198-5011	2階	2階
12	野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	04-7198-4321	3階	2階
13	野田市立木間ヶ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬 3393-1	04-7198-0218	3階	1階
14	野田市立木間ヶ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬 3640	04-7198-0204	4階	1階
15	野田市関宿総合公園(体育館)	野田市平井 401	04-7198-8500	2階	2階
16	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935	04-7198-3171	2階	2階
17	千葉県立関宿高校	野田市木間ヶ瀬 4376	04-7198-5006	3階	3階
18	野田市立川間小学校	野田市中里 934	04-7129-4003	2階	1階
19	野田市川間公民館	野田市中里 720	04-7129-4002	1階	1階
20	野田市立川間中学校	野田市中里 136-1	04-7129-4025	3階	1階
21	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415	04-7129-8166	3階	1階
22	船形多世代交流センター	野田市船形 1173-1	04-7127-0212	2階	1階
23	野田市立北部中学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	4階	なし
24	野田市立岩木小学校	野田市岩名二丁目 12-1	04-7129-5989	4階	1階
25	野田市北コミュニティセンター	野田市春日町 16-1	04-7129-8800	2階	1階
26	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	3階	なし
27	千葉県立野田中央高等学校	野田市谷津 713	04-7125-4108	5階	2階
28	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700	04-7122-5269	4階	2階
29	野田市北部公民館	野田市谷津 384	04-7122-3429	1階	1階

No.	指定避難所	所在地	電話番号	建物の階数	浸水する階数
30	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1	04-7122-2748	3階	2階
31	野田市総合公園(体育館)	野田市清水 958	04-7125-1155	1階	1階
32	千葉県立 清水高等学校	野田市清水 482	04-7122-4581	3階	2階
33	野田市立清水台小学校	野田市清水 773	04-7124-1191	3階	3階
34	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1	04-7122-5524	3階	1階
35	野田市立中央小学校	野田市野田 611	04-7122-2116	3階	1階
36	野田市生涯学習センター	野田市中野台 168-1	04-7123-7818	5階	1階
37	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	3階	なし
38	東葛飾教育事務所東葛飾 研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	2階	なし
39	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	2階	なし
40	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	3階	なし
41	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	3階	なし
42	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	3階	なし
43	千葉県立野田看護専門学 校	野田市中根 316-1	04-7121-0222	3階	なし
44	野田市職業訓練センター (さわやかワークのど)	野田市中根 323-3	04-7121-1184	1階	なし
45	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	3階	なし
46	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	3階	なし
47	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733	04-7125-2938	3階	なし
48	野田市立みずき小学校	野田市みずき三丁目 2-3	04-7121-4311	2階	2階
49	東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	5階	なし
50	木野崎農業構造改善セン ター	野田市木野崎 891-1	04-7138-3790	1階	なし
51	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372	04-7138-2109	3階	なし
52	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782	04-7138-1452	3階	なし
53	野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚 485-2	04-7138-1677	3階	1階
54	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾 988	04-7138-0355	3階	なし

※浸水する階層は、国土交通省ホームページ（浸水ナビ）で、想定最大規模の降雨で浸水深が最大の破堤点で確認したもの。

○指定避難所一覧（要配慮者優先避難所）〔洪水対応〕

No.	指定避難所	所在地	電話番号	建物の階数	浸水する階数
1	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4	04-7122-4202	1階	なし
2	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1	04-7122-5402	1階	なし
3	野田市南コミュニティセンター (南出張所) (南コミュニティ会館)	野田市山崎 2008	04-7125-7921 04-7125-7991	2階	なし
4	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1	04-7138-2407	1階	なし

野田市地域防災計画 新旧対照表

令和5年8月
修正素案

野田市防災会議

現 行	
風水害編 第2章 災害予防計画 第3節 避難行動・避難施設 第2 避難所等の確保	ページ 風-16
<p>1. 市民自らによる避難先の確保 (略)</p> <p>2. 指定避難所 市民生活部は、指定緊急避難場所のうち風水害時に浸水しない建物を指定避難所とする。 指定避難所は、災害発生当初は命を守る施設として、定員を設けず避難者の受入れを行う。</p> <p>3. 要配慮者優先避難所 (略)</p>	

修 正 案
修正理由 指定避難所の内容を修正
<p>1. 市民自らによる避難先の確保 (略)</p> <p>2. 指定避難所 市民生活部は、風水害の発生及びその恐れがある際に、市民等が危険から逃れるために避難できるよう、指定避難所を指定する。 指定避難所は、災害発生時の影響が指定避難所ごとに違いがあることから、河川の水位の上昇等を注視し、浸水の恐れがある指定避難所の避難者は、避難情報の発令等に合わせて、より安全な場所（浸水想定区域外の指定避難所や車中避難場所等）への避難や分散避難を行う。 指定避難所は、災害発生当初は命を守る施設として、定員を設けず避難者の受入れを行う。 ※避難所からの避難の目安は、風水害編 第3章 第7節 第1「1. 避難指示等の発令」を準用</p> <p>3. 要配慮者優先避難所 (略)</p>

現 行

修 正 案

資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧 ○指定避難所一覧 [洪水対応]	ページ 資-63
--	-------------

修正理由 指定避難所箇所の追加

○指定避難所一覧 [洪水対応]

○指定避難所一覧 [洪水対応]

No.	指定緊急避難場所名	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
1	野田市北部中学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	全て
2	野田市七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	全て
3	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
4	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
5	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
6	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
7	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
8	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
9	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
10	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1	04-7121-0222	全て
11	野田市職業訓練センター (さわやかワークのだ)	野田市中根 323-3	04-7121-1184	全て
12	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	全て
13	野田市立山崎小学校	野田市山崎 233	04-7125-2938	全て
14	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	全て
15	東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	全て
16	木野崎農業構造改善センター	野田市木野崎 891-1	04-7138-3790	全て
17	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
18	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾 988	04-7138-1677	全て
19	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782	04-7138-1452	全て

NO	指定避難所	所在地	電話番号	建物の階数	浸水する階数
1	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒家 143-4	04-7196-1400	1階	なし
2	野田市関宿公民館	野田市関宿台町 2558-1	04-7196-1100	2階	2階
3	野田市立関宿中学校	野田市関宿台町 2150	04-7196-0113	3階	2階
4	野田市関宿小学校	野田市関宿台町 171	04-7196-0112	3階	3階
5	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464	04-7196-0074	3階	3階
6	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51-1	04-7196-2020	2階	2階
7	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418	04-7196-0004	3階	3階
8	野田市関宿複合センター	野田市木間ヶ瀬 620	04-7198-3685	2階	2階
9	野田市いちいのホール	野田市東宝珠花 237-1	04-7198-1111	5階	2階
10	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1	04-7198-2166	2階	2階
11	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠花 260-1	04-7198-5011	2階	2階

12	野田市立 関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234 - 1	04-7198-4321	3階	2階
13	野田市立 木間ヶ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬 3393 - 1	04-7198-0218	3階	1階
14	野田市立 木間ヶ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬 3640	04-7198-0204	4階	1階
15	野田市関宿総合 公園(体育館)	野田市平井 401	04-7198-8500	2階	2階
16	野田市木間ヶ瀬 公民館	野田市木間ヶ瀬 2935	04-7198-3171	2階	2階
17	千葉県立関宿高 校	野田市木間ヶ瀬 4376	04-7198-5006	3階	3階
18	野田市立川間小 学校	野田市中里 934	04-7129-4003	2階	1階
19	野田市川間公民 館	野田市中里 720	04-7129-4002	1階	1階
20	野田市立川間中 学校	野田市中里 136-1	04-7129-4025	3階	1階
21	野田市立尾崎小 学校	野田市尾崎 1415	04-7129-8166	3階	1階
22	船形多世代交流 センター	野田市船形 1173- 1	04-7127-0212	2階	1階
23	野田市立北部中 学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	4階	なし
24	野田市立岩木小 学校	野田市岩名二丁目 12-1	04-7129-5989	4階	1階
25	野田市北コミュニテ ィセンター	野田市春日町 16-1	04-7129-8800	2階	1階

26	野田市立七光台 小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	3階	なし
27	千葉県立野田中 中央高等学校	野田市谷津 713	04-7125-4108	5階	2階
28	野田市立岩名中 学校	野田市岩名 1700	04-7122-5269	4階	2階
29	野田市北部公民 館	野田市谷津 384	04-7122-3429	1階	1階
30	野田市立北部小 学校	野田市谷津 25-1	04-7122-2748	3階	2階
31	野田市総合公園 (体育館)	野田市清水 958	04-7125-1155	1階	1階
32	千葉県立 清水高等学校	野田市清水 482	04-7122-4581	3階	2階
33	野田市立清水台 小学校	野田市清水 773	04-7124-1191	3階	3階
34	野田市立第一中 学校	野田市野田 829-1	04-7122-5524	3階	1階
35	野田市立中央小 学校	野田市野田 611	04-7122-2116	3階	1階
36	野田市生涯学習 センター	野田市中野台 168- 1	04-7123-7818	5階	1階
37	野田市立柳沢小 学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	3階	なし
38	東葛飾教育事務 所東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	2階	なし

39	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	2階	なし
40	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	3階	なし
41	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	3階	なし
42	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	3階	なし
43	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1	04-7121-0222	3階	なし
44	野田市職業訓練センター(さわやかワークのだ)	野田市中根 323-3	04-7121-1184	1階	なし
45	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	3階	なし
46	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	3階	なし
47	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733	04-7125-2938	3階	なし
48	野田市立みずき小学校	野田市みずき三丁目 2-3	04-7121-4311	2階	2階
49	東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	5階	なし
50	木野崎農業構造改善センター	野田市木野崎 891-1	04-7138-3790	1階	なし
51	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372	04-7138-2109	3階	なし

52	野田市立福田中学校	野田市三ツ塚 782	04-7138-1452	3階	なし
53	野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚 485-2	04-7138-1677	3階	1階
54	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾 988	04-7138-0355	3階	なし

※浸水する階層は、国土交通省ホームページ（浸水ナビ）で、想定最大規模の降雨で浸水深が最大の破堤点で確認したもの。

○指定避難所一覧（要配慮者優先避難所） [洪水対応]

No.	指定避難所	所在地	電話番号	建物の階数	浸水する階数
1	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4	04-7122-4202	1階	なし
2	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1	04-7122-5402	1階	なし
3	野田市南コミュニティセンター （南出張所） （南コミュニティ会館）	野田市山崎 2008	04-7125-7921 04-7125-7991	2階	なし
4	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1	04-7138-2407	1階	なし

○指定避難所一覧（要配慮者優先避難所） [洪水対応]

No.	指定緊急避難場所名	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
1	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4	04-7122-4202	全て
2	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1	04-7122-5402	全て
3	野田市南コミュニティセンター （南出張所） （南コミュニティ会館）	野田市山崎 2008	04-7125-7921 04-7125-7991	全て
4	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1	04-7138-2407	全て